

「裁判官の倫理」について

高 橋 省 吾

1 はじめに

私は、山梨学院大学法科大学院において、法曹倫理の一コマである「裁判官の倫理」の授業（90分間）を担当してきた。シラバスには、「授業の内容」として、「裁判官の倫理—裁判官は憲法上その独立が保障されている。司法の独立、除斥・忌避・回避などの制度、及び具体的事例を通じて客観義務・真実義務を学び、裁判官の倫理を検討する。」とされている。

私は、これまで、約40年間にわたり、裁判官の仕事に従事してきた。その間には、最高裁調査官として裁判（上告事件等）調査事務、司法研修所教官（第一部、裁判官研修担当）、最高裁事務総局刑事局長、山形地方・家庭裁判所長などの司法行政事務を担当する機会があったが、その多くを地裁又は高裁の裁判官として主に刑事事件の裁判を担当してきた。このような経験の中で得た知識や自ら考えたことなどを後輩に伝えるという趣旨で、予め用意した授業レジュメのほかに、適宜エピソードを交えながら授業を進行させ、事例について学生と意見交換をした。この機会に、レジュメを基に「裁判官の倫理」の授業内容と、学生との意見交換の結果を紹介することにしたい。折しも、法曹782号（2015年12月号）2頁以下に、門口正人元名古屋高裁長官が「法曹倫理□熱教室」と題し、東京大学法科大学院における法曹倫理の科目のうち裁判官倫理について講義された記事が掲載され、極めて興味深い内容となっている。

弁護士職務基本規程1条は、「弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。」と規定し、弁護士の使命を高らかに宣言している。裁判官については、裁判所法の中に、職務上の義務違反・職務懈怠や品位保持義務違反の場合の懲戒（49条）、政治運動等の禁止（52条）を定めた規定はあるが、弁護士職務基本規程のような一般的な職務倫理規程はない。

裁判官は、「公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする」者である。換言すれば、裁判官は、当事者のいずれにも偏することのない審判者として、公正、中立の立場で、審理をし、適正、妥当な裁判を迅速に実現することを職責とする。

このような裁判官の本来の職責からして、裁判官には、中立性、公正性が強く求められるが、裁判官は、自己の日頃の行動について先輩等から事細かに指導を受けるようなことはなく、専ら自己規律に委ねられるのが原則である。多くの裁判官は、キャリア・ジャッジ・システムの中で経験を積み、判事補、判事、裁判長（総括裁判官）とキャリア・アップするものであるが、私の場合にも、自己研鑽とともに、優れた先輩裁判官と接し、その背中を見て育ってきたといってよいであろう。

以下、授業レジュメを基にして説明したい。

2 司法権の独立

(1) 裁判所がその職責を果たすためには、全体としての裁判所（司法府）が政治部門から独立して、自主的に活動できるということ（司法府の独立）を前提に、裁判官が、裁判を行うに際し、法の客観的意味と信ずるところに従って、その職権を行使できること（裁判官の独立）が必要となる。最高裁判所の規則制定権（憲法77条）、最高裁判所による下級裁判所裁判官の指名権（80条）、最高裁判所を中心とする司法行政権などは、司法府の独立への配慮を示すものである。

憲法は、裁判官の職権行使の独立と、それを実際に確保するための身分保障について定めている。憲法は、「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(76条3項)と規定している。

ここにいう「良心」とは、裁判官としての客観的良心ないし裁判官の職業倫理である。裁判官個人の主観的良心(憲法19条)ではない。近代司法にあっては、裁判官の主観的良心はいかなる意味でも法源そのものたり得ず、裁判官が、いくつかの解釈可能性の中から、可及的に法の客観的意味と思われるところを探求し、それに従って裁判すべき職責を果たすことが前提とされている。

裁判官は、裁判するに当たっては、自己の利益打算を超越し、何ものをも恐れず、憚らずに、公正無私を信念とすべきである。したがって、良心というのは、裁判官としての職務上の良心であって、個人としての各自の信仰、道徳心、世界観を意味するのではない。むしろ裁判官は、自己の心情を抑制してでも、法をして語らしめなければならない職責をもつのである。自らはカトリック信者として離婚を否定しても、法律上の離婚原因があると認める以上離婚判決をすべきであり、死刑廃止論者であっても、法の命ずる死刑は言い渡さなければならない(兼子一=竹下守夫「裁判法」[第4版]111頁)。同書に、ラードブルフの「良心に反して説教する牧師は軽蔑すべきであるが、良心に反して法律に忠実な裁判官は尊敬されるべきである。」という言葉が紹介されている(115頁)。

ここに「憲法及び法律」という場合の「法律」とは、形式的意味の法律に限られず、政令、規則、条例、慣習法などを含めて、およそ客観的法規範の意味に解されるべきである。

裁判官の良心については、最大判昭23. 11. 17刑集2巻12号1565頁は、「憲法76条3項の裁判官が良心に従うというのは、裁判官が有形無形の外部の圧迫乃至誘惑に屈しないで自己内心の良識と道徳感に従うの意味である。」と判示し

たのに対し、本判決が主観的良心論に立つとの見解もあったが、直ぐその後、最大判昭23. 12. 15刑集2巻13号1783頁は、「凡て裁判官は法（有効な）の範囲内において、自ら是なりと信ずる処に従って裁判すれば、それで憲法という良心に従った裁判といえるのである。」と判示しており、客観的良心論の立場と理解することができよう（佐藤幸治・憲法〔第3版〕327頁、新正幸・憲法判例百選Ⅱ〔第3版〕379頁参照）。なお、最近の論稿として、那須弘平「裁判官の良心—裁判における客観性と創造性」日本法律家協会編「法曹倫理」280頁参照。

裁判員制度と憲法76条3項の関係につき、最大判平23. 11. 16刑集65巻8号1285頁は、「憲法76条3項によれば、裁判官は憲法及び法律に拘束される。そうすると、既に述べたとおり、憲法が一般的に国民の司法参加を許容しており、裁判員法が憲法に適合するようにこれを法制化したものである以上、裁判員法が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから、同項違反との評価を受ける余地はない。」と判示している。

なお、具体的事件の解決を期するために、裁判所間の裁判の抵触を避ける必要がある関係で、裁判所としてその事件についての他の裁判所の裁判に拘束される場合がある。例えば、上級裁判所の取消し（破棄）差戻しの判決がその事件の下級審裁判所を拘束する（裁判所法4条）。

(2) ここで、松尾浩也教授の、裁判官の職責の重大性及び裁判官の仕事の創造性に関する、次のような的確な指摘を挙げておきたい。裁判官の役割について指摘するところは、誠に至言である。

松尾浩也・刑事訴訟法上〔新版〕214頁

「裁判官の任免・職責、裁判所の機構などについては、憲法にその大要が規定されていること、特に、裁判官の基本的な行動原理として、「良心に従い、独立して職責を行う」旨の規定があることは、既に第一章で述べた（前

出32頁)。職権の行使は、むろん「憲法及び法律」に従って行われる。刑事訴訟に関する「憲法及び法律」の規定は、捜査から執行まで多岐にわたり、豊富な内容を有しているが、その根幹というべきものは、被告人に対する適正手続の保障である。しかし、同時に、適正手続のわくの中で、裁判官は、真実の発見および実体法の正当な適用に努め、また、大量の事件の合理的な処理に配慮しなければならない。要するに、刑事訴訟を貫流するさまざまな理念の実現は、全体的にみれば、裁判官に委ねられているのである。この場合、裁判官の行動のよりどころとなるのは、むろん「法」である。しかし、法を発見し、解釈し、具体的な事案に適用する過程、およびその基礎となる事実を証拠に基づいて認定する過程は、いずれも単純な機械的操作ではありえない。それは、複雑な、いわば創造的な仕事である。憲法は、この過程が一外部からの干渉を許さないと言う意味で、「独立」であると同時に一裁判官の「良心」に導かれて進む緊張したプロセスであることを要求している。むろん、すべての職業が良心的に遂行されるべきことは当然であるが、裁判官にとっては、とくにその地位と結合した厳しい要請だといわなければならない。裁判は、一人ひとりの裁判官が、各自の「良心をはたらかせて」到達した決断であるところに、その生命がある。裁判官の法服は、権威の象徴ではなく、良心の象徴であるといえよう。」

松尾・同32頁「裁判官は、その良心に従い、独立して職権を行う。これは、裁判官のすべての活動にあてはまるものではあるが、被告人の名誉、自由、場合によってはその生命をめぐって争われる刑事手続きにおいて、裁判官の良心は最大限の緊張を感ずることが多いと思われる。法に対する信頼と、裁判官に対する信頼とは、ほとんど同意義でありうる。わが国の裁判官は、その大多数がいわゆるキャリアの裁判官であり、また、先に一言したとおり、国民の司法参加という支えなしに（引用者注：平成21年5月21日から、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事裁判に参加する裁判員制度が施行された。）、裁判に対する信頼を維持すべき立場にある。将来の

制度的な改善も検討しなければならないが、現状では、一人一人の裁判官の自覚的な修練に期待するところが多いのである。さらに、裁判官は、憲法および法律のもとにおかれ、憲法および法律を不断に解釈適用してその職責を果たしている。そして、その憲法解釈、法律解釈は、当の事件の帰趨を決定するだけでなく、しばしば先例としての意味をもつ。最高裁判所の判例が、高度の法創造的機能を発揮していることは誰の目にも明らかであるが、下級裁判所の裁判も、理由を示してなされる以上、多かれ少なかれ法形成に寄与する。すべての裁判官は、十分な法的識見が要求されるゆえんである。」

(3) 日本の裁判官の法服の意味するもの 松尾・上掲215頁参照。

裁判官の制服に関する規則（昭和24年最高裁規則第5号）は、裁判官は、法廷では制服—黒色羽二重で所定のデザインのもの—を着用すべきものと定めている。これを一般に法服と呼ぶ。

黒色である理由は、「何物にも染まらない色」ということから、裁判官の職務の中立性・公正さの象徴として採用されたといわれる（上原敏夫外・民事訴訟法〔第6版補訂〕215頁参照）。なお、上原外・上掲215頁には、「あらゆる色を調合すると黒になってくることからすると、むしろ利益調整型のこれからの裁判官像も浮かび上がってくるようにもみえる。」との面白い指摘が見られる。

裁判官の法服着用を定める実質的な理由については、「法廷が非常に手続が厳粛にかつ秩序正しく行わなければならない場所であるということからいたしまして、一方ではその公正さと人を裁く者の職責の厳しさをあらわすとともに、他方では法服を着用することによりまして裁判官みずからそのような立場にあることを自覚させるもの」と説明されている（昭和59年4月7日、第101回国会参議院法務委員会における最高裁事務総局総務局長の答弁）。私の長い裁判官としての経験にも照らし、誠に適切な説明であると思われる。法服を着用し、法廷に向かうときには、毎回、私心を離れ、裁判官として公正、中立に職務を遂行しようと心を新たにしたものである。

(4) 裁判官の職権行使の独立を脅かす要因

裁判官の職権行使の独立を脅かす要因としては、外的要因と内的要因に大別でき、従来、前者との関係では、国政調査権（憲法62条）の限界（いわゆる浦和事件）や裁判批判の在り方が問題となり、後者との関係では、司法内部における監督権の在り方が問題となった。裁判批判は、表現の自由の限界の問題である。後者の関係では、いわゆる吹田黙とう事件、いわゆる平賀書簡問題がある。

ア 浦和事件とは、1948（昭和23）年4月7日、夫が妻子を顧みずに家屋宅地など全財産を処分し賭博に耽っていたため、前途を悲観した妻 A（浦和充子）が親子心中を図って3人の子供を殺害した。しかし、浦和充子は死に切れずに警察に自首した。同年7月2日、浦和地裁は「犯行動機その他に情状酌量すべき点がある」として懲役3年、執行猶予3年の判決を下した。同年10月30日、参議院法務委員会は、「検察及び裁判の運営に関する調査」を行うことを決議し、その一環として浦和事件を取り上げ、Aや元夫、担当検事らを証人として呼び出し、国政調査権に基づく調査を行った。1949年3月に「検察官及び裁判官の本件犯罪の動機、その他の事実認定は不満足であり、執行猶予付きの懲役3年の刑は軽きに失し当を得ない。」という報告書をまとめ、量刑が軽いため不当であると結論付けた。これに対し、最高裁は、「国政に関する調査権は、国会又は各議院が憲法上与えられている立法権、予算審議権等の適法な権限を行使するに当たりその必要な資料を集取するための補充的権限に他ならない。司法権は憲法上裁判所に専属するものであり、国会が、個々の具体的裁判について事実認定若しくは量刑等の当否を精査批判し、又は司法部に対し指摘勧告する等の目的をもって、前述の如き行動に及んだことは、司法権の独立を侵害し、まさに憲法上国会に許された国政調査権の範囲を逸脱する措置と言わなければならない。」として強く抗議を申し入れた（1949年5月20日）。しかし、参議院法務委員会は、この申入れに対し回答せず、「国政調査権は、国会が国政全般にわたって調査できる独立の権能である。最高裁の申入れは越権行

為である。」という内容の談話を法務委員長名で発表した（1949年5月24日）。これを契機に学会、国会、裁判所を巻き込んだ議論が展開された。

イ 吹田黙とう事件とは、1952（昭和27）年6月25日、国鉄吹田操車場付近で朝鮮戦争のための軍需輸送反対を唱える学生、労働者らが警官隊と衝突し、騒乱罪として起訴された事件、いわゆる4大騒乱事件の一つである。1審の大阪地裁の審理中に裁判長が被告人に朝鮮戦争の犠牲者に対する黙とうを許したことが後に問題たされたため、吹田黙とう事件と呼ばれるようになった。黙とうについては、最高裁から担当裁判官あてに、黙とうを許可したことを不当とする「法廷の威信について」と題する通達が出された。裁判官訴追委員会が調査を開始し、裁判長を証人喚問しようとしたが、最高裁から司法権の独立を侵すおそれがあるとして申入れがなされたため、訴追猶予ということで決着した。

ウ 平賀書簡問題

裁判官の独立に関し、社会一般の司法に対する信頼を揺るがせかねない事件として看過し得ないものに、1969（昭和44）年8月に起こったいわゆる「平賀書簡問題」がある。当時札幌地裁所長であった平賀健太氏は、同地裁で審理中の「自衛隊長沼ナイキ基地設置反対訴訟」をめぐり、審理担当の福島重雄裁判長に対し、昭和44年8月14日付で、事件の判断にわたる事柄を書簡にしたためて送付した。この「長沼ナイキ訴訟」は、防衛庁が、北海道空知支庁長沼町馬追山にナイキ基地の建設を計画し、農林大臣が、同計画に着手するために、馬追山の国有保安林の指定を解除（森林法26条2項）することを告示したことに対し、地元農民らが、農林大臣を相手取り、国有保安林の指定解除処分取消請求訴訟及び本訴確定までの指定処分解除の執行停止を申し立てた事件であり、主として自衛隊の合憲性等が争われた事件である。

札幌地裁は、同年9月15日に、「裁判権の行使に不当な影響を及ぼす恐れがある」として、平賀所長に「嚴重注意」の処分をした（裁判所法80条3号）。

ついで、最高裁も、9月20日に、「書簡は先輩としての親切心から出されたものとはいえ、節度を越えたもので、裁判の独立と公正について国民の疑惑を招き、まことに遺憾である」との所信を発表し、司法行政上の処分として（同法80条1号）、平賀氏に「注意」を与えるとともに、同日付で、同氏を札幌地裁所長から東京高裁判事に異動させた。

他方、この事件に関連し、裁判官訴追委員会は、翌昭和45年10月19日、平賀氏を「不訴追」、福島氏を、書簡を公表したという理由で「起訴猶予」処分とした。続いて、札幌地裁が、同じ理由で福島氏を注意処分にした。一方、裁判官訴追委員会は、福島氏が青年法律家協会（青法協）会員であったこともきっかけとなり、青法協加入を理由とする訴追請求の調査のためという理由で、213人の裁判官に対し、青法協加入の有無を調べる照会状を発送したので、事態は、平賀氏の裁判官干渉問題から、裁判官の思想・信条・団体加入の自由の問題へと発展した。これが、昭和46年に入り、3月31日、最高裁が、青法協会員であり、10年の任期を終えた宮本康昭判事補の判事への再任を拒否し、さらに、裁判官志望の司法修習生7人の採用を拒否、また、これに関連して司法修習生1人を罷免するに及んで頂点に達し、「司法の危機」が叫ばれるに至った（上掲「裁判法」〔第4版〕113頁参照。）

エ 上記各事件に関し、以下のような指摘がなされている。

芦部信喜（高橋和之補訂）「憲法〔第4版〕302頁は、「国政調査権は補助的権能であるから、調査の目的は立法、予算審議、行政監督など、議院の憲法上の権能を実効的に行使するためのものでなければならないし、調査の対象と方法にも、次のように、権力分立と人権の原理からの制約がある。」

同303頁は、「司法権の独立とは、裁判官が法上、他の国家機関の指揮・命令に服することを否定する原則であるだけでなく、裁判官が裁判をなすにあたって、他の国家機関から事実上重大な影響を受けることを禁ずる原則である点に最も重要な意味がある。そう考えれば、現に裁判が進行中の事件について裁判

官の訴訟指揮などを調査したり、裁判の内容の当否を批判する調査をしたりすることは許されないとみるべきである。ただし、裁判所で審理中の事件の事実（とくに刑事裁判の基礎となっているものと同じ事実）について、議院が裁判所と異なる目的（立法目的・行政監督の目的など）から、裁判と並行して調査することは、司法権の独立を侵すものではない。」、同341頁は、「一般国民やマス・メディアによる裁判批判が司法権の独立を害するのではないかという議論もある（ただ、これは表現の自由の問題であるから、裁判批判が制限されるのは、裁判の公正確保に対して「明白かつ現在の危険」を及ぼすような場合に限られよう。）」としている。

佐藤幸治・憲法〔第3版〕198頁は、「現に裁判所に係属中の事件について裁判に類するようなやり方で調査することは原則として許されず、また、判決が確定した事件についても再審に類するような形で調査することは原則として許されないと解される。」と指摘している。

3 裁判官の身分保障

(1) 裁判官の職権行使の独立を制度上実効あらしめようとする趣旨から、裁判官の身分保障が帰結される。

憲法78条は、裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない、と規定している。

裁判所法48条は、「裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」、同法49条は、「裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があったときは、別に法律で定めるところにより裁判によって懲戒される。」と

規定し、裁判官分限法は、裁判官の免官及び懲戒に関する事項を定める。心身の故障による免官及び懲戒は、分限事件として、高等裁判所又は最高裁判所の裁判によって決定される。分限事件の裁判手続は、裁判所法80条の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所の申立により、これを開始する。

裁判官の懲戒としては、戒告又は1万円以下の過料が定められている。

また、裁判官の弾劾（弾劾とは、身分保障のある特定の公務員について、職務上の義務違反や非行などがあった場合に、その者を訴追し、罷免する特別の手続をいう。）、罷免（本人の意に反して公職を免ずることをいう。免職と同義）の事由、訴追及び裁判の手続を定める裁判官弾劾法がある。この弾劾を裁判する機関として、国会がその両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設けることとされている（憲法64条1項）。

裁判官については、国会の裁判官訴追委員会（衆参両議院からそれぞれ互選された10人ずつの議員によって組織される）の訴追を受けて裁判官弾劾裁判所（国会の各議院から7人、計14人の議員で組織される）が裁判を行う。裁判官は、罷免の裁判の宣告によって罷免される。

裁判官弾劾法2条は、弾劾による罷免事由として、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき、を挙げている。

(2) 他方、裁判所法52条は、裁判官の職業倫理の保持を求めて、①国会若しくは地方公共団体の議員となり、又は積極的に政治運動をすること、②最高裁の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること、③商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことを禁止している。

官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）は、特別職の裁判官に適用されると解されているが、官吏服務紀律3条には、「官吏ハ職務の内外ヲ問ハズ廉恥ヲ重シ」と規定されている。

なお、裁判官は、その他の裁判所職員とともに、特別職の国家公務員である

(国家公務員法2条2項)。裁判所職員には、裁判所職員臨時措置法の規定により、国家公務員法が準用されるが、裁判官及び裁判官の秘書官には同法は準用されない。後に触れる、裁判官の積極的な政治活動の禁止については、専ら裁判所法52条の規定するところである。

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程は、国家公務員の職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不審を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的として制定されたものであるが、これらは、裁判官には直接適用されない(倫理法2条参照)。しかし、倫理法3条(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)は、基本的には裁判官にも当てはまると考えることができる上、倫理規程3条(職員の禁止行為)についても、裁判官にとって参考にすべき部分が多いといえよう。

4 公平な裁判所

(1) 憲法37条1項は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と規定する。裁判を受ける権利は憲法32条によって保障される場所であるが、本条は、とくに刑事裁判について、公平・迅速・公開の要件が満たされる必要のあることを明示したものである。

ここに「公平な裁判所」による裁判とは、判例によれば、「偏頗や不公平のおそれのない組織と構成をもった裁判所による裁判」をいい、「個々の事件につき内容実質が具体的に公正妥当なる裁判を指すのではない。」とされる(最大判昭23.5.5刑集2巻5号447頁、最大判昭23.5.26刑集2巻5号511頁)。裁判所の構成上の公平を保障するため、刑訴法及び刑訴規則は、裁判所職員の除斥、忌避及び回避の制度を認めている。刑訴法が裁判所の第三者性を保持するような訴訟構造を定め、あるいは、裁判官に事件につき予断を抱かせないように、いわゆる起訴状一本主義を採用している(刑訴法256条6項)ことなども、公平な裁判所を確保しようとする趣旨に基づくものといえる。民訴法及び

民訴規則にも、同様の規定がある。

平成21年5月21日から施行された裁判員制度の合憲性に関し、最大判平23. 11. 16刑集65巻8号1285頁は、「憲法上、刑事裁判の基本的な担い手は裁判官とされているものの、憲法は国民の司法参加を許容しており、これを採用する場合には、適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されている限り、その内容を立法政策に委ねている。裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法31条、32条、37条1項）は制度的に十分保障されており、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はなく、76条1項、2項、3項、80条1項にも違反しない。」と判示している。

また、最判平24. 1. 13刑集66巻1号1頁は、「裁判員制度においては、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が制度的に保障されているなど、上記の諸原則が確保されている。したがって、裁判員制度による審理裁判を受けるか否かについて被告人に選択権が認められていないからといって、同制度が憲法32条、37条に違反するものではない。」、裁判員裁判における審理及び裁判の特例である区分審理制度について、最判平27. 3. 10刑集69巻2号219頁は、「区分審理制度においては、区分事件審理及び併合事件審判の全体として公平な裁判所による法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されているといえる。したがって、区分審理制度は憲法37条1項に違反しない。」と判示している。

(2) 除斥、忌避、回避

ア 除斥（刑訴法20条）

「裁判官が被害者であるとき、裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき」など、一定の除斥事由があると、裁判官は、法律上当然に職務の執行から排除される。除斥事由のある裁判官が「判決に関与」した場合は、絶対的控訴理由

となる（刑訴法377条2号）。民訴法23条も、裁判官の除斥を規定する。その規定に違反した場合は、絶対的上告理由となる（312条2項2号）。

イ 忌避（刑訴法21条）

「裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるとき」は、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。忌避原因は、非典型的であり、20条に当たらない場合を包括的にカバーする。忌避は、その理由があるとする決定により初めて裁判官は職務執行から排除される効果を生じる。

「不公平な裁判をするおそれ」とは、裁判官が、担当事件の当事者と特別な関係にある（親友である、金銭的利害関係がある）とか、訴訟手続外ですでに事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、公平な審判を期待できない場合をいう。共犯者の審理裁判に関与したり（最決昭31. 9. 18刑集10巻9号1347頁、最決昭36. 6. 14刑集15巻6号974頁）、法律問題などに関して一定の見解を發表していたり（最大決昭34. 7. 1刑集13巻7号1001頁、最決昭48. 9. 20刑集27巻8号1395頁）するだけでは、直ちに不公平な裁判をするおそれがあるとはいえない。また、当該手続内における審理の方法、態度なども、それが直ちに忌避理由となるものではない（最決昭47. 11. 16刑集26巻9号515頁、最決昭48. 10. 8刑集27巻9号1415頁）。

上記最決昭48. 10. 8は、「元来、裁判官の忌避の制度は、裁判官がその担当する事件の当事者と特別な関係にあるとか、訴訟手続外においてすでに事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によっては、その事件について公平で客観性のある審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件から排除し、裁判の公平および信頼を確保することを目的とするものであって、その手続内における審理の方法、態度などは、それだけでは直ちに忌避の理由となしえないものであり、これらに対しては異議、上訴などの不服申立方法によって救済を求めるべきであるといわなければならない。」と判示している。

最近の判例として、竹崎裁判官が、最高裁判所長官として、裁判員法の施行を推進するために裁判員制度を説明するパンフレット等の配布を許したことや、憲法記念日に際して裁判員制度を肯定するような発言をしたこと等を挙げ、裁判員制度の憲法適合性を争点とする上告事件につき刑法21条1項後段の「不公平な裁判をする虞」があるなどと主張したことに対し、最大決平23.5.31刑集65巻4号373頁、判時2131号144頁は、「竹崎裁判官が本件につき刑法21条1項にいう「不公平な裁判をする虞」があるものということとはできない。」として、右申立てを却下している。

民法24条は、裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものと規定している（同条1項）。なお、同法2条は、裁判所に、公正かつ迅速な裁判をすべき責務を定めている。

ウ 回避

刑訴規則13条は、裁判官は、忌避されるべき原因があると思料するときは、回避しなければならないと規定している（同条1項）。自己に忌避の原因があると考えた裁判官が、自ら所属の裁判所に申し立て、その裁判所の決定により職務の執行から退く制度である。民訴規則12条が裁判官の回避を規定している。

5 裁判官と政治的中立性

(1) 裁判所法52条は、裁判官は、在任中、「積極的に政治運動をすること」を禁じている。

ア まず、裁判官と団体へ加入の当否が問題となった事件として、青法協問題がある。

青年法律家協会（青法協）は、もともと法学者を発起人として、日本国憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権を守ることを目的に設立されたもので、裁判官、弁護士、検察官、法学者、司法修習生など、法律家各層によって形成された研究団体であるが、左派的な政治的主張が多く、1950年代には原水爆禁止、安保改定反対、1960年代にはベトナム反戦運動、日韓基本条約締結反

対などの運動を展開した。前記のとおり、1969（昭和44）年に平賀書簡事件が発生し、当時札幌地裁所長であった平賀健太氏が「自衛隊長沼ナイキ基地設置反対訴訟」の審理を担当する福島重雄裁判長に事件の判断にわたる事柄を書簡にして送付したことが明るみに出た。裁判官訴追委員会は、1970年10月、福島裁判長が青法協会員であったことがきっかけとなり、青法協加入を理由とする訴追請求の調査のためという理由で213名の裁判官に対し、青法協加入の有無を調べる照会状を発送した。1971年には、当時熊本地裁判事補であった宮本康昭氏の再任を最高裁が拒否した。裁判官の任期は憲法の規定（80条1項）により10年となっており、10年の任期終了後に内閣によって再任されるかどうか判断される。最高裁は再任拒否の理由を「人事上の機密」として発表していないが、宮本裁判官は、青法協に所属しており、そのために再任を拒否されたといわれている。

青法協は、1970年7月頃から、弁護士・学者合同部会、裁判官部会、司法修習生等の職能別部会制度をとったが、上記の出来事を受けて、裁判官の脱退が相次ぎ、1982年以降は新入会員がゼロとなり、裁判官部会は事実上消滅した。

イ 青法協問題には、以下のような背景が指摘できる。

昭和45（1970）年5月2日 石田和外最高裁長官の記者会見での発言（最高裁長官談話）

（要旨）「裁判官の独立は裁判官の生命に等しい。裁判官は政治的に中立でなければならない。思想の自由は憲法が保障している。憲法を否定するような思想を持っていてもそれ自体は不当ではない。しかし、裁判官は一般国民とは違う。憲法を擁護しなければならない。憲法、法律の精神を生かし、法律を解釈して裁判するという能動的な立場にある。極端な軍国主義者、無政府主義者、はっきりした共産主義者は、その思想は憲法上自由だが、裁判官として活動することには限界がありはしないか。法律的な意味でなく、常識的にいうと、道義的には国民から認容されないのではないか。憲法を是認しそれに沿ったもの

(思想) でなければ少なくとも道義的に好ましくない。裁判官は法律と良心に従って裁判するが、ここでいう「良心」とは、思想・人生観など全人格を意味するもので、裁判官が自分の思想と裁判とを切り離すような器用なことはできないと思う。」

なお、石田和外長官は、「法曹倫理—特に裁判官倫理について—」法曹時報23巻1号1頁(1971(昭和46)年1月)の中で、「政治的色彩を帯びた団体に裁判官が加入していると、その裁判官の裁判がいかに公正なものであっても、政治的色彩をもったものとして国民からうけとられるおそれがあることは何人もこれを否定できないであろう。自らは、政治的色彩を帯びた団体の構成員として、その政治的主張を支持する立場を明らかにし、その統制の下にありながら、裁判においては、その団体の構成員たる立場と関係なく、全く独自に判断を下しているものであるというような主張は、一般国民からは、容易に受け入れられるものではないのである。」と指摘している。

ウ その約1箇月前(昭和45年4月8日)、岸盛一最高裁事務総長は、「裁判官の心構え」と題する事務総長談話「裁判官の政治的中立性について」を発表している(裁判所時報544号2頁)。

(要旨)「裁判官は、その職責上からして、特に政治的中立性が強く要請されているのは、当然のことである。そして、この中立性は、裁判官の法廷における適正な訴訟指揮権や法廷警察権の行使を通じ、窮極においては、裁判によって貫かれるべきことである。しかしこれと同時に、裁判は、国民の信頼の上に成り立っているものであり、したがって裁判官は、常に政治的に厳正中立であると国民全般から受け取られるような姿勢を堅持していることが肝要である。裁判官が、政治的色彩を帯びた団体に加入していると、その裁判官の裁判がどんなに公正であっても、その団体の構成員であるがゆえに、その団体の活動方針に沿った裁判がなされたと受け取られるおそれがある。かくしては、裁判が特定の政治的色彩に動かされていないかとの疑惑を招くことになる。裁判は、

その内容が公正であるばかりでなく、国民一般から公正であると信頼される姿勢が必要であり、裁判官は、各自、深く自戒し、いずれの団体にもせよ、政治的色彩を帯びる団体に加入することは、慎むべきである。以上は、最高裁の公式見解である。」

岸事務総長の談話では、青法協は名指しこそされていないが、「政治的色彩を帯びる団体」には青法協が含まれると考えられている。

私は、昭和43（1968）年に東京地裁判事補として任官し、刑事部で合議体の一員として勤務していたが、この青法協問題は鮮明に記憶に残っている。「裁判官の倫理」を担当する身となって今考えてみると、やはり、政治的な発言・アピールを繰り返す団体には、主観的のみならず、客観的・外観的にも公正・中立を求められる裁判官としては加入すべきではないと思うのである。

（2）寺西和史判事補事件についての最高裁大法廷決定（最大決平10. 12. 1 民集52巻9号1761頁、判例時報1663号66頁）。

この判例は、裁判所法52条1号にいう「積極的に政治運動をすること」の意義、裁判官が積極的に政治運動をすることを禁止する裁判所法52条1号と憲法21条1項、裁判官が積極的に政治活動をしたことがその職務上の義務に違反するとして当該裁判官に対し戒告がされた事例等を判示事項とするものであるが、裁判官の在り方について広く判示しており、示唆に富む。

〔事案の概要〕

本件は、仙台地方裁判所寺西判事補がいわゆる組織的犯罪対策法案を廃案に追い込むための運動の一環として開催された集会に参加して行った言動が、裁判所法52条1号が禁止する「積極的に政治運動をすること」に該当し、同法49条所定の懲戒事由である職務上の義務違反に当たるとして、仙台地方裁判所によって仙台高等裁判所に申し立てられた裁判官分限事件につき、同裁判所が戒告の裁判をしたのに対し、同判事補が最高裁判所に即時抗告を申し立てた事件

である。

〔本件大法廷決定の要旨〕

四「積極的に政治運動をすること」の意義及びその禁止の合憲性

1 裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分等の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべきである。職務を離れた私人としての行為であっても、裁判官が政治的な勢力にくみする行動に及ぶときは、当該裁判官に中立・公正な裁判を期待することはできないと国民から見られるのは、避けられないところである。身分を保障され政治的責任を負わない裁判官が政治の方向に影響を与えるような行動に及ぶことは、右のような意味において裁判の存立する基礎を崩し、裁判官の中立・公正に対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、立法権や行政権に対する不当な干渉、侵害にもつながることになるということが出来る。これらのことからすると、裁判所法52条1号が裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止しているのは、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、三権分立主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその目的があるものと解される。

なお、国家公務員法102条及びこれを受けた人事院規則14-7は、行政府に属する一般職公務員の政治的行為を一定の範囲で禁止している。これは、行政の

分野における公務が、憲法の定める統治組織の構造に照らし、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策の忠実な遂行を期し、専ら国民全体に対する奉仕を旨とし、政治的偏向を排して運営されなければならない、そのためには、個々の公務員が政治的に、一党一派に偏することなく、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行に当たることが必要となることを考慮したことによるものと解される。これに対し、裁判所法52条1号が裁判官の積極的な政治運動を禁止しているのは、右に述べたとおり、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、三権分立主義の下における司法と立法とのあるべき関係を規律することにその目的があると解されるのであり、右目的の重要性及び裁判官は単独で又は合議体の一員として司法権を行使する主体であることにかんがみれば、裁判官に対する政治運動禁止の要請は、一般職の公務員に対する政治的行為禁止の要請より強いものというべきである。

…

裁判所法52条1号の「積極的に政治運動をすること」の意味は、国家公務員法の「政治的行為」の意味に近いと解されるが、これと必ずしも同一でないというのが相当である。

以上のような見地に立って考えると、「積極的に政治運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的な政治上の活動を能動的に行う行為であって、裁判官の独立及び中立・公正を害するおそれがあるものが、これに該当すると解され、具体的行為の該当性を判断するに当たっては、その行為の内容、その行為の行われるに至った経緯、行われた場所等の客観的な事情のほか、その行為をした裁判官の意図等の主観的な事情をも総合的に考慮して決するのが相当である。

2 憲法21条1項の表現の自由は基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、その保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民として右自由を有することは当然である。しかし、右自由も、もとより絶対的なものではなく、憲法上

他の要請により制約を受けうることがあるのであって、前記のような憲法上の特別な地位である裁判官の職にある者の言動については、おのずから一定の制約を免れないというべきである。裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、必然的に裁判官の表現の自由を一定範囲で制約することにはなるが、右制約が合理的必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない。右の禁止の目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失うものでないから、憲法21条1項に違反しないというべきである。

五 本件言動の裁判所法52条1号該当性

本件集会は、その企画の経緯及び「つぶせ！盗聴法・組織的犯罪対策法 許すな！警察管理社会 4/18大集会」という名称自体から明らかなとおり、法案の是非について様々な立場から意見を述べ合うというような単なる討論集会ではなく、明確に本件法案を悪法と決め付けた上で、これを廃案に追い込むことを目的とする運動の一貫として開催されたものであるから、そのような場で集会の趣旨に賛同するような言動をすることは、国会に対し立法行為を断念するよう圧力を掛ける行為であって、単なる個人の意見の表明の域を超えることは明らかである。

本件集会において、(抗告人は)会場の一般参加者席から、仙台地方裁判所判事補であることを明らかにした上で、「当初、この集会において、盗聴法と令状主義というテーマのシンポジウムにパネリストとして参加する予定であったが、事前に所長から集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加は取りやめた。自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する。」との趣旨の発言をした行為は、右集会の参加者に対し、右法案が裁判官の立場からみて令状主義に照らして問題があるものであり、その廃案を求めることは正当であるという同人

の意見を伝えるものというべきであり、右集会の開催を決定し右法案を廃案に追い込むことを目的として共同して行動している諸団体の組織的、計画的、継続的な反対運動を拡大、発展させ、右目的を達成させることを積極的に支援しこれを推進するものであって、裁判官の職にある者として厳に避けなければならない行為というべきであって、裁判所法52条1号が禁止している「積極的に政治運動をすること」に該当するといわざるを得ない。

なお、例えば、裁判官が審議会の委員等として立法作業に関与し、賛成・反対の意見を述べる行為は、立法府や行政府の要請に基づき司法に携わる専門家の一人としてこれに協力する行為であって、もとより裁判所法52条1号により禁止されるものではない。裁判官が職名を明らかにして論文、講義等において特定の立法の動きに反対である旨を述べることも、その発表の場所、方法等に照らし、それが特定の政治運動を支援するものではなく、一人の法律実務家ないし学識経験者としての個人的意見の表明に過ぎないと認められる限りにおいては、同号により禁止されるものではないといえることができる。また、裁判所は、司法制度の運営に当たる立場にあり、規則制定権を有していることなどにかんがみると、司法制度に関する法令の制定改廃についても、一定の意見を述べるができるものと解される。しかし、本件において原告人が行ったように、特定の法案を廃案に追い込むことを目的とする団体の党派的運動を積極的に支援するような行動をすることは、これらとは質の異なる行動であるといわざるを得ない。

六 懲戒事由該当性及び懲戒の選択

裁判所法49条にいう「職務上の義務」は、裁判官が職務を遂行するに当たって遵守すべき義務に限られるものではなく、純然たる私的行為においても裁判官の職にあることに伴って負っている義務も含むものと解され、積極的に政治運動をしてはならないという義務は、職務遂行中と否とを問わず裁判官の職にある限り遵守すべき義務であるから、右の「職務上の義務」に当たる。した

がって、抗告人には同条所定の懲戒事由である職務上の義務違反があったといふことができる。

そして、本件言動の内容、その後の抗告人の態度その他記録上認められる一切の事情にかんがみれば、抗告人を戒告することが相当である。

本決定には、5人の裁判官の反対意見がある。

6 裁判官の品位保持義務

(1) 古川龍一判事事件についての最高裁大法廷決定（最大決平13. 3. 30裁判集民事201号737頁、判例時報1760号68頁）。

本件は、裁判官である被申立人がその妻の被疑事実について捜査機関から情報の開示を受けた後にした行為が裁判所法49条に該当するとして申し立てられた分限事件である。この大法廷決定は、裁判官の行為が、犯罪の嫌疑を受けた妻を支援・擁護するものとして許容される限界を超え、裁判所法49条に該当するとした事例であるが、その概要は次のとおりである。

〔事案の概要〕

本件は、福岡高等裁判所判事である被申立人（古川龍一判事）が、妻に対する被疑事実の捜査が逮捕可能な程度に進行した段階において、福岡地方検察庁の次席検事から、妻が捜査の対象となっていることを告知された後、捜査状況の分析、疑問点等を記載した書面（以下「本件書面」という。）等を妻及びその弁護人に交付するなどした行為が裁判所法49条所定の懲戒事由に当たるとして、福岡高等裁判所によって、裁判官分限法6条に基づく懲戒の申立てがされた事件である。

被申立人は、平成12年12月28日、福岡地方検察庁の次席検事から、妻の甲野花子がいたずら電話や無言電話をかけたとして被害者から告訴されていること、警察の捜査の結果いつでも逮捕することができる状態にあること、事件関係者の相互関係、花子が犯行に使用したとされるプリペイド式携帯電話3台の番号などを告げられ、事実関係を確認して花子が事実を認めた場合には早速に

示談等の措置を執ることを求められ、また、その際、同次席検事から甲弁護士を紹介された。

被申立人は、花子に被疑事実についてただしたところ、花子は嫌疑を否定し続けた。その後、同13年1月31日に花子が逮捕されるまでの間に、被申立人は、何度も甲弁護士の事務所を訪ね、甲弁護士からの指示や自らの判断で、「〔花子の容疑事実〕ストカー防止法違反」と題する書面等を作成し、花子及び甲弁護士に交付した。

上記書面には、「捜査当局の描く事案の概要」の標題の下に、乙山次席検事から聞いた花子に対する嫌疑の概要が記載され、疑問点として、花子が告訴者に嫉妬したり告訴者の夫の会社に無言電話をかけたたりする理由はないことなど、数点の指摘が記載されている。また、同書面には、「警察が花子を犯人と断定した根拠（推定）」の標題の下に、捜査機関が花子を犯人と断定した根拠についての推定を列挙した上で、「反論」として、平成11年秋の告訴者宅への嫌がらせ電話は、花子が告訴者宅の電話番号を知る前のことであるから、花子が犯人とはいえないこと、など数点の指摘がされている。

このほか、同書面には、「いずれにしても、花子が本件いたずら電話の犯人とは考えられない。」との記載があるほか、①犯人である可能性があるとして被申立人が考える者の名前とその動機等についての推論、②告訴者が花子を犯人と特定した根拠についての疑問点、③告訴の目的等についての疑問点等の記載がある。

〔本件大法廷決定の要旨〕

裁判の公正、中立は、裁判ないし裁判所に対する国民の信頼の基礎を成すものであり、裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする者である。したがって、裁判官は、職務を遂行するに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのない

ように、慎重に行動すべき義務を負っているものというべきである。このことからすると、裁判官は、一般に、捜査が相当程度進展している具体的被疑事件について、その一方当事者である被疑者に加担するような実質的に弁護活動に当たる行為をすることは、これを差し控えるべきものといわなければならない。

しかし、裁判官も、一人の人間として社会生活、家庭生活を営む者であるから、その親族、とりわけ配偶者が犯罪の嫌疑を受けた場合に、これを支援、擁護する何らの行為もすることができないというのは、人間としての自然の上から見て厳格にすぎるといわなければならない。法も、司法作用においてそのような親族間の情義に一定の配慮を示し、また、これが司法作用の制約となり得る場合があることを認めているところである。例えば、刑事事件について、刑訴法147条1号は何人も配偶者を含む近親者が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができるものとしており、同法20条2号は裁判官が被告人の親族であるときなどに職務の執行から除斥されるものとしており、民事事件についても、民訴法196条1号が上記と同様の証言拒絶の権利を、同法23条1項1号、2号が上記と同様の除斥を規定するほか、同法201条3項は上記の証言拒絶の権利を行使しない証人を尋問する場合に宣誓をさせないことができるものとしている。これらのことからすると、裁判官が犯罪の嫌疑を受けた配偶者の支援ないし擁護をすることは、一定の範囲で許容されるということができる。しかしながら、裁判官が前記の義務を負っていることにかんがみるならば、それにもおのずから限界があるといわなければならない。その限界を超え、裁判官の公正、中立に対する国民の信頼を傷つける行為にまで及ぶことは、許されないというべきである。

前記事実関係を通覧すれば、被申立人は、乙山次席検事から、妻花子に対する被疑事件の捜査が逮捕も可能な程度に進行しているので、事実を確認し、これを認めたならば示談するようにとの趣旨で、捜査情報の開示を受けたのに対し、花子が繰り返し事実を否認したことから、その嫌疑を晴らすためとみられる一連の行動に出たものであり、具体的には、前記1(2)、(3)のとおり、

同次席検事から提供された捜査情報の内容をも用いて「〔花子の容疑事実〕ストーカー防止法違反」と題する書面等を作成し、被疑者である花子とその弁護に当たる甲弁護士とに交付したなどというのである。そして、同書面の記載内容の中には、捜査機関と被疑者のいずれの側にも立たず中立的な立場において捜査状況を分析したというのではなく、被疑者である花子の側に立って、捜査機関の有する証拠や立論の疑問点、問題点を取り出し、強制捜査や公訴の提起がされないようにする端緒を見いだすために記載されたとみられるものが多く含まれている。

この被申立人の行為は、その主観的意図はともかく、客観的にこれをみれば、被疑者である花子に捜査機関の取調べに対する弁解方法を教示したり、弁護人である甲弁護士に弁護方針について示唆を与えるなどの意味を持つものである。これにより捜査活動に具体的影響が出ることも十分に予想されたところである。また、被申立人としても、この行為がそのような意味を持つものであることを認識し得たということが出来る。これらによれば、被申立人は、先に述べたような実質的に弁護活動に当たる行為をしたといわなければならない。その結果、裁判官の公正、中立に対する国民の信頼を傷つけ、ひいては裁判所に対する国民の信頼を傷つけたのである。したがって、被申立人としては、裁判官の立場にある以上、そのような行為は弁護士にゆだねるべきであったのであり、被申立人の行為は、妻を支援、擁護するものとして許容される限界をこえるものというほかない。

以上のとおり、被申立人の上記行為は、捜査情報の入手が受動的なものであった点や、妻の無実を晴らしたいという夫としての心情から出たものとみられる点を考慮しても、裁判官の職責と相いれず、慎重さを欠いた行為であり、裁判所法49条に該当するものといわなければならない。

よって、裁判官分限法2条の規定により被申立人を戒告することとする。

3人の裁判官の反対意見がある。

(2) 裁判所法49条は、「職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠ること」と「品位を辱める行状があったこと」という二つの懲戒事由を定めている。裁判官の「職務上の義務」には様々なものがあるが、その一つとして品位保持義務が挙げられているほか、条理上当然に負う義務も含まれると解されており、これは「裁判官の地位や職責と矛盾抵触するような行為をしてはならない義務」と言い換えることもできよう。

一方、裁判所法49条は、裁判官が高度の品位保持義務を負っていることを前提として「品位を辱める行状があったとき」を懲戒事由の一つに定めたものであり、「品位を辱める行状」とは、職務の内外を問わず、裁判官として国民の信頼を失墜するような醜行を演じたり、裁判の公正を疑わせるような行動をすることをいうのであって（兼子一＝竹下守夫・裁判法〔第4版〕259頁）、具体的に如何なる行為がこれに当たるかは、世人の裁判官に対する信頼、ひいては裁判制度そのものに対する信頼の念を危うくするかどうかにより決すべきであるとされている（最高裁事務総局・裁判所法逐条解説（中）148頁）。この「品位を辱める行状」は、職務上の行為のみならず、私生活上の行為も含むと解されるところ、最大判平10. 12. 1民集52巻9号1761頁（判例時報1663号66頁）によれば、「裁判所法49条にいう「職務上の義務」は、裁判官が職務を遂行するに当たって遵守すべき義務に限られるものではなく、純然たる私的行為においても裁判官の職にあることに伴って負っている義務も含む」とされているから、裁判官が純然たる私的行為において品位を辱める行為をした場合であっても、同条所定の懲戒事由である「職務上の義務」違反に当たるものと解される。そうすると、裁判官のある行為が同条所定の懲戒事由の一つである「品位を辱める行状」に当たる場合には、同時に「職務上の義務」の一つである品位保持義務にも違反するものとして、もう一つの懲戒事由である「職務上の義務」違反にも該当することになるものといえよう。以上によれば、結局、これらの二つの懲戒事由を厳密に区別することは、それほど意味があるとは思われないところである（判例時報1760号68頁のコメント参照）。

7 American Bar Association (アメリカ法曹協会) による「新裁判官行為典範」ABA New Code of Judicial Conduct、「裁判官行動準則模範規程」ABA Model Code of Judicial Conduct

新裁判官行為典範は、1972年8月にアメリカ法曹協会（ABA）の年次集会において、代議員会によって採択された。裁判官行動準則模範規程は、1990年8月にアメリカ法曹協会（ABA）の代議員会によって採択され、1997年、1999年、2003年に逐次改訂された。2003年版については、塚原英治ほか編「法曹の倫理と責任 [第2版]」592頁以下参照。

「新裁判官行為典範」ABA New Code of Judicial Conduct（最高裁事務局総務局仮訳「アメリカ法曹協会による新裁判官行為典範」法曹時報25巻8号34頁参照）

範則（Canon）第1 裁判官は、司法部の廉潔と独立を護持しなければならない。

範則第2 裁判官は、そのすべての行動において、不穩当（impropriety）を避け、また不穩当とみえること（appearance of impropriety）を慎まなければならない。

（細則）A 裁判官は、法を尊重し、かつ、遵守し、常に司法部の廉潔と独立に対する一般の信頼を高めるような行動・態度をとらなければならない。

B 裁判官は、その家族関係、社会関係その他の関係により、自己の司法上の行為又は判断に影響を生ぜしめてはならない。（以下略）

Commentary（注釈）

司法部に対する一般の信頼は、裁判官の無責任な、又は穩当を欠く行為によって破壊される。裁判官は、一切の不穩当とその外観を避けなければならない。裁判官は、一般公衆の不断の吟味の対象とされることを

覚悟しなければならない。それ故、裁判官は、通常の市民なら重荷と考えるような行為上の制限を甘受しなければならない、また進んで、かつ、喜んでそうすべきである。(以下略)

範則第3 裁判官は、公平かつ勤勉に、その職務を遂行しなければならない。

裁判官の司法上の職務は、すべての他の活動に優先する。その司法上の職務は、法の定める裁判官の職についてのすべての義務を含む。右の職務の遂行については、次の基準が適用される。(中略)

右の義務の遂行については、次の基準が適用される。

(細則) A 裁判上の責務

- (1) 裁判官は、法に対して忠実であり、かつ、法についての職業上の能力を維持しなければならない。裁判官は、党派的な利益、公衆の喧騒又は批判に対する恐れに動かされてはならない。
- (2) 裁判官は、その面前の手續における秩序と品位を維持しなければならない。
- (3) 裁判官は、当事者、陪審員、証人、弁護士その他自己が公の資格において接する者に対し、忍耐強く、威厳を保ち、かつ、丁重でなければならない、また、弁護士、自己のスタッフ、裁判所の役員その他自己の指揮と監督に服する者に対して、同様の行動・態度を求めなければならない。
- (4) 裁判官は、迅速に裁判所の事務を処理しなければならない。

範則第4 裁判官は、法、法制度及び裁判運営を改善するための活動に携わることができる。

裁判官は、その司法上の職務の適切な遂行を害しない限り、次に掲げる準司法的活動に関与することができる。但し、これにより、自己の取り扱う事件において提起されるおそれのある問題を公平に決定する資格に疑いを生ぜしめるときは、この限りでない。(以下略)

範則第5 裁判官は、司法上の職務との抵触の危険を最小限にとどめるように自己の司法外活動を規律しなければならない。

(細則) A 本務外活動

裁判官は、その職の尊厳を傷つけ、その司法上の職務の遂行を妨げることがない限り、法律以外の問題について著述、講義、教授及び演説を行い、又は芸術、スポーツ、その他の社交上及び娯楽上の活動に携わることができる。

Commentary (注釈)

裁判官を司法外活動から完全に遮断することは、可能でもなく、又賢明なことでもない。裁判官は、その生活する社会から孤立するものであってはならない。

B 市民活動及び慈善活動

裁判官は、自己の公平に悪い影響を及ぼさず、かつ、その司法上の職務の遂行の妨げとならない市民活動及び慈善活動に参加することができる。裁判官は、次の制限の下に、会員の経済的又は政治的利益のために運営されているのではない教育団体、宗教団体、慈善団体、友愛団体又は市民団体の役員、理事者、受託者又は非法律顧問として活動することができる。

- (1) 裁判官は、当該団体が、通常自己の取り扱うこととなる事件の関係者となり、又は絶えずいずれかの裁判所の争訟手続の関係者となる公算があるときは、右の活動をしてはならない。

Commentary (注釈)

団体の中には、その性格が変わり、法に対する関係が変わるものがあるので、裁判官は、その関係している各団体の活動を定期的に再検討し、その関係を維持することが相当であるかどうかを判断する必要がある。例えば、多くの法域において、慈善病院は、往時に比べて現在ではより頻繁に裁判所の事件に関係している。同様に、いくつかの法律扶助

団体の機関は、現在では、政治的重要性をもつような政策決定又は後日裁判所で争われることになる可能性のある主義主張への帰依を意味するような政策決定をしている。(以下略)

規範第7 裁判官は、その裁判官としての職にふさわしくない政治活動を避けなければならない。

「裁判官行動準則模範規程」ABA Model Code of Judicial Conduct (2003年版。塚原英治ほか編「法曹の倫理と責任 [第2版]」592頁以下)では、次のように記載されている。

規範1 裁判官は司法(組織)(Judiciary)の高潔さと独立性を保持しなければならない。

規範2 裁判官は、自らのすべての活動において、不適切なことおよび不適切に見えることを避けなければならない。

規範3 裁判官は、裁判官としての職務を、公平にかつ勤勉に行わなければならない。

規範4 裁判官は、裁判官としての職務との抵触の危険を最小化するように、裁判外の活動を律しなければならない。

規範5 裁判官又は裁判官の候補者は、不適切な政治的活動を慎まなければならない。

[注]

Model Code of Judicial Conduct : アメリカ法曹協会が1972年に制定した新裁判官行為典範 (New Code of Judicial Conduct) を、1990年に大幅改定した。裁判官行動準則模範規程 (Model Code of Judicial Conduct) は、1990年8月にアメリカ法曹協会 (ABA) の代議員会によって採択され、1997年、1999年、2003年に逐次改訂された。2003年版については、上記塚原英治ほか編「法曹の倫理と責任 [第2版]」592頁以下参照。なお、これらの

もとなったものは、ABA が1924年に制定した「裁判官倫理規範」(Canons of Judicial Ethics)である。

ABA が最初に作成した裁判官倫理規範 (Canons of Judicial Ethics) については、早川武夫の翻訳「裁判官倫理典範 (アメリカ法曹協会)」が法学協会雑誌67巻2号、3号 (1949年)にある。1952年までの改定を踏まえた翻訳として、最高裁判所事務総局「裁判官倫理規範 (仮訳)」法の支配22号45頁 (1972年)がある。

8 裁判官倫理の基準原則—日本法律家協会法曹倫理研究委員会の法曹倫理に関する報告書 (「法の支配」32号47頁以下に掲載、昭和52年)「第2章 裁判官倫理について」(52頁以下)の抄録。

「裁判官は、いうまでもなく裁判官活動をその職責とする。裁判は、法的紛争に対し、裁判官が、紛争当事者から中立、公平な立場において、公正な手続により、専ら法と良心に従って裁定を下すものでなければならない。このことから、裁判官倫理の第1原則として、裁判活動における法忠実性、独立性、公平中立性及び公正の保持の義務が導かれる。裁判についての右のような要請を担保するためには、種々の法制度的な手当 (裁判官の身分保障、外的干渉・圧力の排除、合議制、除斥・忌避制度、審級制等) が講ぜられているが、それにもかかわらず、窮極的な保障は、結局において各裁判官の良心であり、その内的な自覚と自制である。裁判官倫理の第1かつ最大のものは、何よりもまずこのような自覚と自制を不断に保持し、持続させることであり、裁判官はこのような規範意識を極めて高度において保持することを強く要請される職業者であるといわなければならない。しかし、この義務は、人間的弱さをまぬかれない裁判官にとっては、極めて困難な義務でもある。道徳的潔癖と勇気及び強い克己心が裁判官の徳目として強調されるのも、このためである。

第2に、右の原則のコロラリーとして、裁判官は、右のような自覚と自制

の義務に加えて、裁判官が内的に右のように要請にこたえて裁判活動を行っていることに対する一般的信頼を傷つけるような行動、態度を避止すべき義務を有する。けだし、裁判官の内心的事象は、外部からは窺知することはできないものであり、当事者を含む第三者は、裁判官の外部にあらわれた言動や態度からこれを推測するほかなく、裁判制度は、このような推定的判断に基づく裁判の独立とその公平及び公正に対する一般的信頼によってのみ有効に機能しうるものであるからである。そして、このような一般的信頼を傷つけるおそれのある言動や態度の避止、抑制の義務は、その職務活動のみならず、広く職務外の活動においても、要求される。

第3に、裁判官は一定の品位を保持すべき義務を有する。裁判の権威を基礎づける裁判に対する信頼は、裁判官の人格に対する信頼と敬意の念と深く結びついている。裁判官は、その意味において何程かのシンボリック役割を担っている。このことから、裁判官は、右のような信頼と敬意を傷つけることのないよう、裁判上のみならず裁判外における行動や挙措態度において、一定の品位を保つように心掛けることを要請される。

第4に、裁判がその内容における社会の要求と期待にこたえるためには、常に一定の質的水準が維持され、かつ、たえずその向上がはからなければならない。それ故、裁判官は、絶えず変化し、進歩する法律、社会、政治、経済、文化に関する知識と経験を吸収し、これを裁判に反映させるように努めなければならない義務を有する。

第5に、裁判は迅速かつ能率的処理を要求されるから、裁判官は、そのエネルギーを何よりもまず裁判活動に注ぐと共に、裁判の迅速化と能率化のために努力し、かつ、これについての創意工夫を怠ってはならない。

右に列記した五つの義務は、その間に軽重の差こそあれ、いずれも裁判官の行動、態度及び心構えを規律し、又は指導すべき裁判官倫理上の基本原則ないし大綱的原理ともいうべきものである。アメリカ合衆国における新裁判官行為典範は、裁判官が司法部の廉潔と独立を護持すべきこと（範則第

1)、そのすべてにおいて不穏当を避け、また不穏当と見えることを慎むべきこと（範則第2）、公平かつ勤勉にその職務を遂行すべきこと（範則第3）、司法上の職務との抵触の危険を最小限に止めるように司法外活動を規律すべきこと（範則第5）、裁判官としての職にふさわしくない政治活動を避けるべきこと（範則第7）等を裁判官倫理規範の柱として立てているが、上述した五義務も、その大綱においてほぼこれと同様のものであるといえる。これらの義務は、近代裁判制度を有する諸国家において、おおむね一般的に承認されていると考えられるものであり、それ自体としては異論のないところであろうと思われる。」

なお、日本法律家協会編「法曹倫理」22頁以下（裁判官の独立性・廉潔性・品位保持〔河合健司・秋吉仁美〕）参照。

9 新任裁判官のための十戒

アメリカには、ミネソタ地区連邦地方裁判所エドワード・J・デヴィッド首席裁判官が1978年に公表した「新任裁判官のための十戒」というのがあるので紹介することにする。石井彦寿「新任裁判官のための十戒」日本法律家協会「法の支配」146号49頁（2007年7月号）参照。

- 1 親切であれ。Be kind
- 2 忍耐強くあれ。Be patient
- 3 威厳を備えよ。Be dignified
- 4 自分を偉大な人物と思ってはならない。Don't take yourself too seriously
- 5 怠惰な裁判官は劣った裁判官である。A lazy judge is a poor judge
- 6 判決を破棄されることを恐れてはならない。Don't fear reversal
- 7 重要でない事件は一つとしてない。There are no unimportant cases

8 迅速であれ。Be prompt

第8戒の別のバージョンは、「長期の刑を科することなかれ。Don't impose long sentences」と記されている。

9 常識 Common sense

10 神の導きを祈れ。Pray for divine guidance

[注] アメリカは、50州の集まりである連邦国家であり、連邦裁判所と各州裁判所が独立して併存している。連邦裁判所は、三審制の裁判所であり、地方裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の3つである。地方裁判所は、一般事件を最初に受理し裁判する機関であり、全米95都市に設置されており、小さな州では1つ、ニューヨークのような大きな州では4つの地方裁判所が設置されている。他方、50の州にはそれぞれ州裁判所がある。裁判官について、連邦裁判所は、任命制である。連邦地方裁判所の裁判官は、大統領が指名し、上院の承認を得て任命し、「よき行いの続く限り」(during good behavior) 罷免されることはない、終身制である。州裁判所は、40州が公選制を採っている。州裁判所の裁判官は、州によって、また、審級によって異なるが、4年から16年までである。また、裁判官には転勤はない。英米の裁判所の長は、首席裁判官であり、他の裁判官と同様にフルに裁判に関与する(田中英夫・英米法総論下429頁以下、望月礼二郎・英米法[新版]82頁以下等参照)。

10 事例及び学生との議論を踏まえての検討

【事例1】あなたは、裁判官として、次の場合をどのように考えますか？

- ① 交通不便な山林境界確定の検証に行く際、原告代理人(弁護士)から、自分の車に同乗するよう誘われたとき。その際、立ち寄った原告宅でお茶と和菓子を出されたとき。
- ② 民事裁判で和解を勧めるとき、被告本人に、この事件は勝ち目がない

から早急に和解をする方が有利であると説得すること。

- ③ 居酒屋で飲酒中、以前執行猶予の判決を言い渡した被告人に会い、あいさつされたとき、また、ビールを以前執行猶予の判決を言い渡した被告人から勧められたとき。
- ④ 運動不足を解消するため入ったスポーツクラブに、現に審理中の被告人又は以前執行猶予の判決を言い渡した被告人が会員として登録されていることが分かったとき。
- ⑤ 立会検察官のみを裁判官室に呼んで、訴訟進行の打ち合わせをすること。

また、立会検察官を裁判部の暑気払いや忘年会に招待すること。

- ⑥ ボランティア団体に登録して、被災地の救援に出かけること、また無料法律相談に応じること。

このボランティア団体が、会員の多数意見を受けて、裁判員制度反対の意見表明をしたとき。

【事例 2】 裁判官 A は、叔父の E から、自分の死後の相続問題について相談を受けた。対応として、どのような行為をすることが許されるか？

- ① 相続分、遺産分割等についての説明
- ② 財産内容の調査
- ③ 遺言書作成の助言
- ④ 公正証書遺言作成について証人となること。

(1) 各事例の検討に当たって、まず、次の 2 点を確認しておく必要がある。

ア 「裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁

判官の態度によって支えられるからである。」(寺西事件大法廷決定)。このように、裁判官は、主観的に公正、中立であると意識しているだけでは足りないのである。

イ 裁判所法49条にいう職務上の義務は、裁判官が職務を遂行するに当たって遵守すべき義務に限られるものではなく、純然たる私的行為においても裁判官の職にあることに伴って負っている義務を含む。裁判官が純然たる私的行為において品位を辱める行為をした場合であっても、同条所定の懲戒事由である「職務上の義務」違反に当たる。「裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする者である。したがって、裁判官は、職務を遂行することに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務を負っているもの」といべきである。このことからすると、裁判官は、一般に、捜査が相当程度進展している具体的被疑事件について、その一方当事者である被疑者に加担するような実質的に弁護活動に当たる行為をすることは、これを差し控えるべきものといわなければならない。」(古川事件大法廷決定)。これを民事事件についていえば、実質的に当事者の訴訟代理人と見られるような行為は慎むべきであり、その関与の程度によっては、品位保持義務違反となろう。

また、訴訟を担当する裁判官には、廉潔性についての倫理観の他に、事件の多くには対立当事者が存在するという職務の特殊性から、中立性を常に意識しなければならないという面があることに注意しなければならない。便宜の提供が、善意に裏付けられた場合もあり、自己の裁判を有利にしようという意図が必ずあるというわけではないとしても、相手方から疑惑を持たれかねない行為は差し控えるべきである。

ウ 本件各事例を検討する場合には、①それが裁判官として望ましくないといえるか否か、②それが裁判官倫理に違反するか否か、③それが裁判官の「品位を辱める行状」・品位保持義務違反に当たるか否かという面又はレベルを異

にする問い方によって、肯定・否定の答えは必ずしも同じではないであろう（古川事件における金谷利廣裁判官の反対意見参照）。本件各事例においては、①のレベル、すなわち裁判官の行為としてそれが望ましくないから避けるべきであるとの見地からの検討が必要である。

(2) 各事例の検討

ア 事例1①について

原告代理人（弁護士）の自動車に同乗することや、原告宅で茶菓の提供を受けることは、裁判官として適当でないというのが大方の意見であった。交通不便な山林に境界確定の検証に行くためには、裁判所の公用車その他借上車を使用すべきである。原告の訴訟代理人の自動車に乗ったり、原告宅で茶菓の提供を受けることは、仮にそれが被告側が知るところとなるや、裁判の中立、公正に疑惑を持たれかねない。裁判官自身に事件を中立、公正に扱う意思があっても、相手方当事者がどのように感じるかが大事である。

先に触れたように、事件の多くには、対立当事者が存在するという裁判官の職務の特殊性から、中立を常に意識しなければならないという面がある。そのため、設例のような事例では、提供の申出人（申出は善意に裏付けられた場合もあり、自己の裁判を有利にしようという意図が必ずあるというわけでもないであろう）には、感謝の気持ちを伝えつつ、丁重にお断りをするのが相当であろう。

イ 事例1②について

民事事件で和解を勧める裁判官の行為としては適当でないという意見が多かった。

これは和解における説得の技法にも関わる問題である。

裁判所は、和解による解決を適当とし、かつその見込みがあると認めれば、訴訟がいかなる段階にあるかにかかわらず、いつでも職権で和解を勧誘するこ

とができる（民事訴訟法89条）。

この和解勧試の一般的規整原理として、次のような点が指摘されている。「第1に、当事者が自ら進んで和解の意思を明らかにしている場合はともかく、裁判所が勧試をする際には、当事者の主張や証拠を整理し、事案の概要と争点を把握していなければならない。したがって、当事者間に争いのある事件においては、和解の勧試時期は、早くとも争点および証拠の整理手続がかなりの程度進行した段階にならう。第2に、和解案について当事者の納得を得るためには、争点についての心証を適切な方法によって裁判所から当事者に対して明らかにすることが望まれる。和解の本質が当事者の合意にあるとすれば、心証が開示されないまま裁判所の説得に応じて合意が成立したとしても、その合意は合理的な基礎を欠くものといわざるをえない。第3に、和解に応じない当事者の意思が明らかである場合には、たとえ裁判所が和解案の方が紛争の実情に即した解決につながると信じる場合であっても、和解期日を繰り返すような処理は避けなければならない。裁判を受けるのは、憲法上保障された国民の権利だからである。」（伊藤 眞・民事訴訟法〔第4版〕462頁参照）。

民事事件において、訴訟代理人がいるときは、訴訟代理人との間に和解を進めるべきであろうし、いきなり当事者に、結論をいうのは適切でない。和解を勧めるときも、主張の当否、証拠関係を検討した上で、争点について適切な方法で心証を開示しつつ説得により和解を勧めるべきであって、本件のように、いきなり当事者に結論の押し付けとなるような行為は適切でないというべきであろう。

ウ 事例1③、④について

③について、裁判官としての公正性を疑われないように、目礼程度に止めるべきで、相手方と会話するのは適当でないし、ましてやビールを勧められたときには、これを丁寧な断って居酒屋を出るべきであろう。

④については、裁判官も一市民としての自由は認められるから、運動不足の

解消のためスポーツクラブに加入することはできるが、職務の公正、中立に疑惑をもたれないように、自らのスポーツクラブの会員登録を取り消すべきであろうというのが大方の意見であった。

エ 事例1⑤について

裁判官の中立、公正の見地からは、訴訟進行の打ち合わせは、法廷内又は裁判所の準備室等で、当事者同席の下に行うべきである。民事（民訴法149条）であろうと刑事（刑訴規則208条）であろうと、釈明権の行使の場合は、法廷で行うのが原則となろうし、準備室等非公開の場所で行うときにも、両当事者のいるところで打ち合わせを行うべきであろう。

捜査・起訴検察官が公判に立ち会う主任立会制をとる検察庁は別として、東京地裁のように大規模な裁判所では、公判部の立会検察官が決まっており、いつも法廷で顔を合わせることから、裁判部の暑気払いや忘年会に（もちろん会費は徴収するが）検察官を招待することがかつては行われていたようである。やはり、裁判の公正、中立は外見的にもそう見えなければならないとすれば、検察官との癒着を疑われるような行動は慎むべきであろう。

オ 事例1⑥について

裁判官は、裁判官であると同時に、1個の人間であり、また一人の市民であるから、その職務上の行動以外の領域においては、かかる一個人ないは一市民としての基本的自由を持っている。このような自由が、裁判官という身分を有することによってどのような制約を受けるか、ということがここでの問題である。裁判官が外部との社会的接触を避け、限られたサークル内の生活に閉じこもるようなことでは、裁判官を世間知らずの視野の狭い存在にしてしまうこととなり、決して望ましいことではない（上掲「法の支配」32号55頁、59頁参照）。

裁判官は、一市民であり、私人としての自由があるから、その職務を離れて

社会との接点を持つべきであるし、視野を広めるためにも、社会への関心を失ってはならない。ボランティア団体に登録して、被災地の救援活動に従事することは、公務に支障が出ない限り、許されるべきであろう。

意見が分かれたのは、無料法律相談に応じるべきか否かという点である。学生の中には、一般的な説明程度の法律相談に応じることは許されてよいという意見もあった。しかし、被災地における法律相談の来訪者は、具体的な事件をイメージし、現役の裁判官の意見を聴きたくて法律相談に来るのであり、将来裁判官の意見を基にして訴訟事件として法廷に持ち込まれる可能性もあり得る。裁判官の法律相談の結果としつつ、その説明を誤解することもあり得る。この点につき、古川事件における金谷裁判官の反対意見の中に、「裁判官は、親しい友人、知人、親族に対してであっても、具体的な事件の中味に関しては意見を述べることはできるだけ避ける方が一般的には望ましいと考える（ストレートに意見を述べるのはもとより、その相手方に対し、「あなたの言うことが真実であるかどうかは、私には判断できないが、事実関係が仮にあなたのいうとおりと前提した場合には」とか、「一般論としていうだけですが」とかの前提を置いたとしても、相手方は、その前提を忘れ、あるいは、自己に有利なように答えを曲げて聞き、第三者に対し「裁判官に相談したら、…であった」とあたかも裁判官が具体的な事件についての結論を述べたかのように伝えるなどして、その結果問題を起こすおそれがある場合もあるからである。）」との指摘がある。やはり、慎重を期して、法律相談は、弁護士に委ね、裁判官としては自粛するべきと思われる。

このボランティア団体が、裁判員制度反対のような政治的アピールをすることになれば、裁判官としては、中立・公正の見地から、ボランティア団体の活動から身を引くべきであろう。

前記の ABA New Code of Judicial Conduct（新裁判官行為典範） 範則第 5 B 及び Commentary（注釈） 参照。

カ 事例2について

親族に対しても、相続に関する法規の説明など一般的な説明であれば許されるが、具体的な相続問題となるような事柄には関与すべきでないというのが多数の意見であった。

①の相続分、遺産分割、③の遺言書作成については、それが民法の条文の一般的な説明であればよいが、叔父のEの具体的な相続問題については、これを避けるべきである。具体的な相続問題については、Eの訴訟代理人が本来担当すべきことである。Eには、弁護士に相談するようにアドバイスすべきであろう。叔父Eの②財産内容の調査、③具体的な遺言書の作成方法を教示することは避けるべきである。

ましてや、公正証書遺言作成について証人となること（民法969条1号）は自粛すべきである。将来、遺言無効確認訴訟等に巻き込まれる虞なしとしない。

11 おわりに

思い付くままに、3つのことを補足したい。

(1) 事件処理の姿勢について

「新任裁判官のための十戒」にあるように、「重要ならざる事件は一つとしてなきものと心得よ。」、これは裁判官の事件処理の姿勢として、極めて重要なことである。

これは、言い換えると、「眼前のすべての問題に対し、等しく良心的に注意を払わなければならないということである。我々は、事件が重要なものとそうでないものに分類することができると思うかもしれない。しかし、訴訟当事者はそのように感じていない。当事者にとって、その事件は極めて重要である。そして裁判官にとってもそうあらねばならない。」（石井・上掲「法の支配」146号51頁参照）。

裁判官の目の前の事件は、多数の訴訟事件の一つであるが、裁判所の門をくぐるのが、一生に一度であるかもしれないその事件当事者にとっては、極めて

重要な事件であって、裁判官に対して、適正・妥当な判断を求めているのである。裁判官は、すべての事件について、その解決に最善の努力する必要がある。「一件一件誠実に取り組む」姿勢が必要である。私も、それを信条としてきた。刑事事件に例を取ると、適正、迅速な裁判の実現のため、訴訟指揮、判決宣告に自己の能力と知識・経験をフルに活用し、決められた判決宣告期日に判決を言い渡さなければならない。私は、合議事件であれ、単独事件であれ、準備不足のため、指定した判決宣告期日を延期したことはない。判決宣告後は、その事件とは距離を置き、その評価を上訴審に委ねることとして、次の眼前の事件処理に全力投球する。仮に、上訴審において破棄された場合―証拠評価の誤りを指摘され、事実誤認で破棄されることは、事実審裁判官にとって、極めて shocking な出来事であるが―上訴審において指摘された点を謙虚にかつ十分に検討し、次の裁判に生かすよう努力する必要がある。

(2) 独善に陥るな、柔軟性を持つ

他人の意見に耳を傾ける謙虚さ、思考の柔軟性を持つこと、複眼的に多角的に物を見る姿勢は、裁判官にとって必要不可欠である。「裁判官の独立」の観点から、事件処理において、先輩・同僚の裁判官の意見を求めることをためらう者もなくはない。しかし、他の人の意見を聞いたとしても、最後の判断は自分が行って判決を下しその結果に対して責任を取るものであるから、裁判官の独立に反しないと見えよう。他人の意見を聞き、自分の思考の足りなさを補うことは、より良い結果（判決）を目指すためのものであり、何らためらう必要はないと考える。

門口・上掲「法曹」10頁は、「裁判官は、裁判するに当たり、何人の干渉も受けず、その反面として、自己の良心にのみ従い、公平無私でなければならない。それだけに、一人の判断は独断的になりやすく、その危険が常にある。この危険を回避するためには、謙虚に広く他の意見や批判を受け入れるように努め、常に判断を客観化できるように自己研さんが求められている。この意味に

において、具体的事件で他の裁判官の意見を聞くことは、法的知識の補充とする限りにおいて、独立を害することにはならない。」と指摘し、上掲「法曹倫理」25頁も、「裁判官は、自分の抱えている法律問題等を同僚に相談したり、議論をしたりすることがあり、このことが、裁判官の独立性と抵触するのではないかが論じられることがある。しかし、裁判官が社会の要求と期待に応えるためには、物事を多角的視点で捉え、進歩する法律、社会に関する知識、経験をお互いに吸収し合い、裁判官同士の議論を通じて問題点の認識を深めてゆくことは大変有意義であり、それを糧として、よりよい自分の考えを形成してゆくこと自体は、裁判官の独立と何ら矛盾するものではなく、むしろ、望ましいといえる。」としている。

裁判官の事件の合議においては、よく「乗り降り自由」ということがいわれる。これは、合議において、先に表明した自己の見解を自由に変更してもよいという意味である。合議の席上、先ず主任の左陪席裁判官が自己の見解を披歴することになるが、その後、裁判長、右陪席裁判官の意見を聞き、再度記録や証拠関係を精査し、判例学説を調査した上、先の見解を変更することが相当と判断したときには、自由に変更することができる。合議事件の判決は3人の裁判官の知恵の産物であり、最も妥当な結論となるべきものであるから、先の見解を変更しても何ら問題はない。他の裁判官の意見を聞く柔軟性と寛容さを持たず、自己の意見に固執することは、正しいとは思われない。

最高裁判事は、自己の意見を述べる必要があるから（裁判所法11条）、この場合は別として、合議（評決）において意見が分かれた場合の裁判について、裁判所法77条2項が規定しているが、私の経験からして、高裁・地裁の合議（評議）において、意見が最後まで対立することはまず考えられない。それは、合議が十分深められていないせいであるように思う。記録を丹念に検討し、法律問題についても十分調査検討すれば、最終的には一つの結論に収斂するように思われるのであり、それが私の経験である。

裁判官は、柔軟な思考を持ち、複眼的、多角的に物事を見る必要があるといわれる。思い込みや、いろんな角度から見た可能性を安易に切り捨てることは厳禁である。

刑事裁判においては、特に、情況証拠の分析と総合により事実認定をすることが多い。この場合、いわゆる木を見て森を見ない、また、森を見て木を見ないことがないようにすることが肝要である。分析と総合が併せて必要であることが指摘されているのである。情況証拠が確定されたとしても、その証明力の評価については、色々な見方ができる場合が少なくない。常に多角的、複眼的に評価し、another storyの余地がないかを検討しつつ、「合理的な疑いを超える証明」(proof beyond a reasonable doubt)がされたかを判断する必要がある。

司法行政においても同様である。「ハウレンソウ(報告、連絡、相談)」は必要不可欠であり、他の部署との連絡調整が必須である。何事も、自分の思いだけで決め付け、独断に陥ることは厳禁と心得る必要がある。

ここで、訴訟指揮について一言触れよう。

裁判長の訴訟指揮(刑訴法294条、民事訴訟法148条)については、これが訴訟の適正かつ円滑・迅速な進行を図るために認められた合目的的活動であるから、法規の明文ないし訴訟の基本構造に反しない限り、明文の根拠がなくても適切な裁量によりこれを行行使することができる(刑訴法294条につき、最決昭44.4.25刑集23巻4号248頁参照)。

裁判長が行行使する訴訟指揮権や法廷警察権(刑訴法288条2項、裁判所法71条)は、強力な権限であり、自分が訴訟を仕切ることになると「My Court(自分の法廷)」という意識が強くなることは、避けられない。適切、臨機応変な訴訟指揮が求められ、それが裁判長になったときのやる気の基になるが、厳格すぎる訴訟指揮は良くないと思われる。独善的になる危険がある。ここで、「新任裁判官十戒」にあるように、当事者には「親切であれ」、自分には「忍耐

強くあれ」という戒律が重要となる。

長らく刑事裁判に携わってきた私の感想としては、厳粛な雰囲気の中にも、訴訟関係人や傍聴人から「クス」と笑いを誘うことができるようなユーモア感覚や、心のゆとり・余裕や柔軟性が必要と思われるのである。

(3) 裁判官と常識について。

裁判官は、世間を知らない、常識がない、とよくいわれる。裁判官は、キャリア・ジャッジ・システムの中で、純粹培養され、仕事中心で世間との社会的接触も乏しいことから、このように揶揄されるのである。

裁判官の仕事は確かに忙しい。毎月の新件に見合った事件処理をしないと滞貨が出て事件が溜まり、遅れてしまうというプレッシャーはある。これまで裁判官が社会的接触を避け、官舎にこもり、判決起案などの裁判事務の処理に没頭するという風潮があった。

しかし、四六時中、事件のことばかり考えていて、判決起案に追われるようでは、良い結果が出るわけがない。リフレッシュする時間が必要である。当法科大学院の学生にも、土曜、日曜のいずれか半日は勉強から離れる方が能率的だとアドバイスしている。

事件に関する資料、知識を頭にインプットし、散歩など気分転換を図る中で、未解決の問題について解決のヒントを思い付くことが少なくない。

先輩裁判官から、「蛸壺にこもるな」とよくいわれたものである。今は、親の介護や子供の教育のため、官舎を離れて、早く生活の本拠を定め、単身赴任する例も少なくないが、官舎にこもって、判決起案に追われるような余裕のない生活をしないようにアドバイスされたものである。裁判官も、社会的関心を持ち、広くアンテナを張り、知識を吸収する姿勢が必要であろう。

若い判事補の中には、裁判官の執務環境が改善されて宅調が廃止され、裁判所にいつでも使用できる自分の机があることから、土曜、日曜日も出勤して、判決起案等裁判事務の処理に、遅くまで没頭する者もいると聞く。これも、先

輩裁判官からのアドバイスであるが、少なくとも、土曜、日曜日は家族とともに夕食を取り、家族団らんの機会を持つべきであると思う。それが社会的常識というものであろう。

確かに、裁判官は、その職務の廉潔性を重視して、社会との関わりを自己抑制する傾向があったが、裁判官の独立が孤立化を招くようではいけない。裁判官であっても、一市民であり、できるだけ多くの人と交流する機会を持つように配慮すべきである。もちろん、裁判官は、事件処理、記録の検討等を通じて世間との接触も可能であるが、それだけでは、世間知らずと言われても仕方がない。平成21年5月21日から施行された裁判員制度は、国民の中から選任された一般市民である裁判員との評議等を通じて社会的常識を知り得る良い機会であり、大いに利用すべきであろう。裁判官として、その知識・経験に素直に耳を傾けるべきである。

私が司法研修所教官（第1部、裁判官研修担当）のときには、裁判官の法律研修（研究）だけでなく、法律を離れた多くの研修プログラムが企画されていた。これらは、裁判官の幅広い知識と教養の取得を目的とするものである。また、足腰の丈夫な、打たれ強い裁判官の養成を目指して、異業種間交流の見地から、弁護士事務所（Law firm）に勤務するほか、（民間の）企業研修、報道研修（新聞社の支局に赴き報道現場を体験する）、専門研修（例えば、気象、ヒトの脳など、法律分野と関係のないテーマを取り上げ、一流の専門家の話を聞き、関連施設を見学する）、部総括研修（部の総括者としての Management 能力の向上を図る）、海外の裁判所や Law school への留学等が計画されて来たのである。異業種間交流については、その参加者から報告書が出され、多くの裁判官の供閲に付され、情報の活用が図られて来た。私も、Cost 意識、Cost Performance、費用対効果など、民間企業における経済合理性の追求のシビアさを知らされた記憶が残っている。

今日では、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年6月18日法律第121号）により、経験多様化（裁判官又は検察官としての能力及び資質の向上並びにその職務の充実に資する他の職務経験その他の多様な経験をすることをいう）のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置を講ずるとされ、そのプログラムが実施されている。判事補にとって、世間を知る良い機会である。

また、現在では、弁護士任官の制度があり、弁護士の経験を積んだ人が裁判官に任官する途が開かれている。裁判官としては、このような弁護士との交流を通じて、社会的経験を深める機会もあろう。

私は、判事補に任官した直後に、先輩から勧められて硬式テニスを始め、転勤に伴い各地を移動したが、私的なテニスクラブに入るなどして、テニスを継続して来た。どこのテニスクラブでも、裁判官といった職種の人はいなかったが、私も裁判官といった殻に閉じこめることはしないで、オープンな気持ちでテニスのプレーに汗を流し、その後はビールを傾けながら会話を楽しみ、時にはカラオケに繰り出すこともあった。そのような付き合いの中で、多くの人から自分の知らない知識・経験を学び、また、裁判官としての考え方を紹介するなど、極めて実りのある交際であったと思っている。

裁判官の立場を離れ、Open-minded（心の広い、偏見のない）交流が大切と思われのである。